

伊賀市告示第 22 号

伊賀市地区公民館LED化促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月6日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地区公民館LED化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている自治会への支援として、地区公民館LED化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 自治組織に関する規則（平成23年伊賀市規則第36号）第2条第2項に規定する自治会等であって、同規則第7条の規定による届出を行い、同規則第8条の規定による自治会等代表者届受理書による通知を受けたものをいう。
- (2) 地区公民館 自治会が設置した集会施設又は自治会以外の団体等が設置した集会施設であって自治会に譲渡し、若しくは管理委託する等により当該自治会が維持管理を行っているものをいう。
- (3) LED照明 発光ダイオードを光源とする照明器具をいう。

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象は、自治会とし、補助金の交付の申請は、その代表者が行うものとする。

(補助金の交付の対象となる事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地区公民館の既存の照明器具（LED照明を除く。）をLED照明に更新する事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、30万円を上限とする。

（補助金の交付の申請書の様式等）

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地区公民館LED化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 自治会が地区公民館を管理していることが確認できる書類
- (2) 地区公民館の平面図
- (3) 補助事業の見積書の写し
- (4) 補助事業着工前の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助事業に係る条件）

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会は、補助事業の発注行為については、市内業者を利用し、及び2者以上の見積りを徴さなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（実績報告書の様式等）

第8条 補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、伊賀市地区公民館LED化促進事業実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金に係る規則第7条第1項の補助金等交付決定通知書の写し
- (2) 補助事業に係る領収書の写し
- (3) 補助事業完成後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の終期）

第9条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和6年度までとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 23 号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 5105	旧 新	ゆめが丘 67 号線	起点 伊賀市ゆめが丘 6 丁目 33 番地先 終点 伊賀市ゆめが丘 6 丁目 32 番地先	6.2~8.2	122.4
	新	ゆめが丘 67 号線	起点 伊賀市ゆめが丘 6 丁目 33 番地先 終点 伊賀市ゆめが丘 6 丁目 32 番地先	10.0~21.0	117.0

伊賀市告示第 24 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
その他 5105	ゆめが丘 67 号線	起点 伊賀市ゆめが丘 6 丁目 33 番地先 終点 伊賀市ゆめが丘 6 丁目 32 番地先	令和 6 年 3 月 7 日

伊賀市告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 5 年上野市告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

比自岐区

代表者の氏名 福井 眞一

代表者の住所 伊賀市比自岐 726 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山下 茂隆

新代表者の氏名 福井 眞一

旧代表者の住所 伊賀市比自岐 826 番地

新代表者の住所 伊賀市比自岐 726 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 1 月 28 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 18 年伊賀市告示第 1 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

摺見区

代表者の氏名 森本 壽一

代表者の住所 伊賀市摺見 474 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 吉輪 久次

新代表者の氏名 森本 壽一

旧代表者の住所 伊賀市摺見 1245 番地

新代表者の住所 伊賀市摺見 474 番地

3 変更の年月日

令和 6 年 2 月 4 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 75 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 15 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社DMC aizu
福島県耶麻郡猪苗代町字葉山 7105 番地
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 6 年 3 月 15 日
- 3 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等の種類
伊賀市ふるさと応援寄附金に関する収入

伊賀市告示第 27 号

伊賀市犯罪被害者等支援金給付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 18 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市犯罪被害者等支援金給付要綱の一部を改正する告示

伊賀市犯罪被害者等支援金給付要綱（令和 4 年伊賀市告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「 その他市長が必要と認める書類」を

「 三重県犯罪被害者等見舞金給付要領による見舞金の給付を受けることが証明できる
書類（給付決定通知書等）

その他市長が必要と認める書類」

に改める。

様式第 4 号中「 その他、知事が必要と認める書類」を

「 三重県犯罪被害者等見舞金給付要領による見舞金の給付を受けることが証明できる
書類（給付決定通知書等）

その他市長が必要と認める書類」

に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 3 月 18 日から施行する。

伊賀市告示第 28 号

伊賀市総合評価方式試行要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月18日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市総合評価方式試行要領の一部を改正する告示

伊賀市総合評価方式試行要領（平成23年伊賀市告示第147号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市総合評価方式実施要領

第1条中「試行」を「実施」に改める。

第2条第2項第2号中「掲げる」の次に「工事」を加える。

第3条中「前条に該当する」を「前条第1項の規定により総合評価方式の対象となる」に、「あたり」を「当たり」に、「規定する」を「よる」に改める。

第4条の見出し中「作成」を「設定」に改め、同条中「失格と」を「、失格と」に改める。

第6条第2項中「の各号」を削る。

第7条第1項中「基づき」を「より」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、政令第167条の10の2第5項の規定により、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

第7条第3項中「に規定する学識経験者の意見聴取」を「の規定による意見の聴取」に改める。

第8条中「場合に」を「とき」に、「入札公告に次の事項を加える」を「伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）第4条第1項の規定による入札の公告（以下「入札公告」という。）において、同条第2項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を併せて公告するものとする」に改め、同条第1号中「当該工事が、総合評価方式である」を「総合評価方

式を採用する」に改め、同条第6号及び第7号中「。(資料)」を「(資料)に、「場合)」を「場合に限る。)」に改める。

第9条中「第6条に規定する」及び「ものとする」を削る。

第10条中「については除算方式」を「は、除算方式」に改め、同条第3号ただし書中「伊賀市低入札価格調査試行要領」を「伊賀市低入札価格調査要領」に改め、同条第4号中「あたり」を「当たり」に改める。

第12条第1項中「すべて」を「全て」に、「前条により得られた」を「第10条に規定する計算方法により算出した」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、総合評価値の最も高い者が2者あるときは、くじにより落札候補者を定めるものとする。

第12条第1項第6号を削る。

第13条第1項中「又は損害賠償等」を「、損害賠償請求等」に改め、「ものとする」を削り、同条第2項中「原則」を「、原則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領の一部改正)

2 伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成19年伊賀市告示第256号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「伊賀市総合評価方式試行要領」を「伊賀市総合評価方式実施要領」に改める。

伊賀市告示第 29 号

伊賀市低入札価格調査試行要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 18 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市低入札価格調査試行要領の一部を改正する告示

伊賀市低入札価格調査試行要領（平成 28 年伊賀市告示第 155 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市低入札価格調査要領

第 1 条中「、落札者」を「落札者」に改め、「の試行」を削る。

第 2 条中「第 167 条の 10 の 2」を「第 167 条の 10 の 2 第 3 項」に、「総合評価方式により競争入札」を「総合評価一般競争入札」に改める。

第 3 条及び第 4 条第 2 項中「10 分の 7 と」を「、10 分の 7 と」に改める。

第 6 条中「にあたり次」を「の執行に当たり、次」に改める。

第 7 条の見出しを「(落札決定の保留)」に改め、同条第 2 項後段中「場合には」を「ときは」に、「手続き」を「手続」に、「場合は」を「ときは」に改める。

第 8 条第 1 項中「前条の入札が行われた場合」を「前条第 1 項の規定により落札決定が保留されたとき」に改め、同条第 2 項本文中「前項の調査」を「低入札価格調査」に改め、「提出を求める」を削り、「書類」の次に「の提出を求め、当該書類に」を加え、同項ただし書中「調査」を「低入札価格調査」に改め、同項第 14 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第 9 条中「前条の規定による調査を行った」を「低入札価格調査が行われたときは、その」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 契約担当課長は、第 5 条の規定により失格としたときは、直近の審査会に当該失格とした旨を報告するものとする。

第 10 条ただし書を削る。

第 11 条第 1 項中「審査会」を「前条に規定する審査会」に、「低入札者」を「当該契約

に係る低入札者」に改め、同条第2項中「市長は」の次に「、前項の審査の結果」を加え、同条第3項中「前項の調査の」を「前項後段の規定により低入札価格調査を行った」に、「前項の手続き」を「同項に規定する手続」に改め、同条第4項中「、低入札を行った者」を「低入札者」に、「事業者」を「低入札者」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 30 号

伊賀市工事手続要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 18 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市工事手続要綱の一部を改正する告示

伊賀市工事手続要綱（平成 16 年伊賀市告示第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 25 条又は同規則第 26 条の規定により」を「第 25 条第 1 項（契約規則第 26 条第 4 項の規定により準用する場合を含む。）の規定による」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 契約金額が 500 万円以上の工事の受注者は、前項に規定するもののほか、法定福利費を明示した請負代金内訳書（様式第 8 号の 3）を契約締結後 14 日以内に提出しなければならない。

第 9 条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、契約台帳の様式により難しいときは、当該様式に準じて作成することができる。

第 10 条第 2 項中「前項の場合において、部課の長は」を「部課の長は、前項に規定する場合において」に改める。

第 10 条の 3 第 1 項中「会計規則」を「伊賀市会計規則（平成 16 年伊賀市規則第 74 号。以下「会計規則」という。）」に改め、同条第 2 項中「認定」の次に「の通知」を加える。

第 13 条中「が承認された」を「の承認を受けた」に、「受注者から」を「受注者に」に改める。

第 17 条中「うえ」を「上」に改める。

第 24 条第 2 項中「前項」の次に「に規定する労務者」を加える。

第 25 条中「立会」を「立会い」に改める。

様式第 8 号の 2 の次に次の 1 様式を加える。

【様式第 8 号の 3】

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊賀市告示第 31 号

道路の区域変更に関する告示

次のとおり道路の区域を変更したので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 21 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 570	旧新	山畑川東線	起点 伊賀市川東字池之谷 2150 番 4 地先 終点 伊賀市川東字狐塚 2151 番 3 地先	2.7~8.2	72.5
	新	山畑川東線	起点 伊賀市川東字池之谷 2150 番 4 地先 終点 伊賀市川東字狐塚 2151 番 3 地先	3.7~4.8	108.0

伊賀市告示第 32 号

道路の区域変更に関する告示

次のとおり道路の区域を変更したので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 21 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
その他 570	旧	山畑川東線	起点 伊賀市川東字池之谷 2150 番 4 地先 終点 伊賀市川東字狐塚 2151 番 3 地先	2.7~8.2	72.5
	旧新	山畑川東線	起点 伊賀市川東字池之谷 2150 番 4 地先 終点 伊賀市川東字狐塚 2151 番 3 地先	3.7~4.8	108.0

伊賀市告示第 33 号

道路の供用開始に関する告示

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 21 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
その他 570	山畑川東線	起点 伊賀市川東字池之谷 2150 番 4 地先 終点 伊賀市川東字狐塚 2151 番 3 地先	令和 6 年 3 月 21 日

伊賀市告示第 34 号

伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月22日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域総合整備資金貸付要綱（平成17年伊賀市告示第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「全てに」を「いずれにも」に改め、同項第3号中「の総額（用地取得費を除く。）」を「（用地取得費を除く。）の総額」に改め、同条第2項中「原則」を「、原則」に改める。

第5条第2項中「の各号」を「の同条各号」に、「第2条第1号」を「同条第1号」に改める。

第14条中「者が」を「者は」に改める。

第17条第1項第2号中「手形交換所」の次に「又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関」を加える。

第20条中「借入人に」を「及び借入人に」に改める。

附 則

この告示は、令和6年3月22日から施行し、改正後の伊賀市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、令和5年度の貸付分から適用する。

伊賀市告示第 35 号

伊賀市重度障がい児（者）等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月22日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市重度障がい児（者）等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示
伊賀市重度障がい児（者）等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第185号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

蓄便袋 月額 8,858 円	ストマ造設者
蓄尿袋 月額 11,639 円	

を

に改める。

蓄便袋 月額 9,600 円	ぼうこう又は直腸機能障害があり、ストマ装具を使用する者
蓄尿袋 月額 12,600 円	

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 36 号

伊賀市手話通訳者派遣事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市手話通訳者派遣事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成16年伊賀市告示第117号）の一部を次のように改正する。

第1条中「音声、言語機能障がい者」を「音声機能又は言語機能に障がいをもつ者」に改める。

第2条中「を派遣する対象者」を「の派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）」に、「居住している者」を「居住する聴覚障がい者等」に改め、同条第1号中「身体障害者福祉法」を「聴覚、音声機能又は言語機能の障がいにより身体障害者福祉法」に、「に定める」を「第15条第4項の規定による」に改め、「のうち身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）別表第5号に規定する聴覚、音声機能及び言語機能に障がいのある者」を削り、同条第2号中「及び言語機能に障がいがある者」を「又は言語機能に障がいがある者」に、「常時ではないが状態の悪い時に施行規則別表第5号に規定する聴覚、音声機能及び言語機能に障がいのある者」を「体調等によりその障がいがある者」に改める。

第3条第1項中「市内で手話通訳者」を「通訳者」に、「者とする」を「ものとする」に改め、同項第5号中「その他社会福祉事務所長」を「前各号に掲げるもののほか、伊賀市社会福祉事務所長（以下「社会福祉事務所長」という。）」に改め、同条第2項中「提出する」を「申し出る」に改め、同条第3項中「申請」を「規定による申出」に改める。

第4条中「聴覚障がい者等」を「派遣対象者」に、「派遣しない」を「、派遣しない」に改め、同条第2号中「その他」を「通訳者を」に改める。

第7条中「する者」を「する派遣対象者」に改め、「し、依頼者が難病患者の場合は、医師意見書（様式第5号の2）を添付するものと」を削り、同条ただし書中「この限りではない」を「、この限りでない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項本文の場合において、依頼者が第2条第2号に掲げる者であるときは、医師意見書を添付するものとする。

第8条第1項中「前条の」を「前条第1項の規定による」に、「場合」を「とき」に、「派遣の可否を決定しなければならない」を「通訳者の派遣の可否を決定するものとする」に改め、同条第2項中「派遣する」を「通訳者を派遣する」に改め、同条第3項中「派遣しない」を「通訳者を派遣しない」に改める。

第9条本文中「依頼者の」を「通訳者の派遣を受ける者の当該派遣に係る」に改め、同条ただし書中「での」を「において」に、「依頼者」を「当該派遣を受ける者」に改める。

第10条中「手話通訳活動後」を「第8条第2項の規定による依頼を受けた手話通訳の活動が終了したときは」に、「を社会福祉事務所に提出し」を「により社会福祉事務所に報告し」に改める。

第11条中「通訳者」を「第8条第2項の規定による依頼を受けた通訳者」に改め、同条第1号中「活動時間」を「手話通訳の活動時間」に、「1,500円とし」を「2,000円とし」に、「1,500円」を「2,000円」に、「375円」を「500円」に改め、同条第2号中「派遣業務実施場所」を「手話通訳の活動場所」に、「交通費」を「は交通費」に改め、「支給し」及び「(一般に利用しうる最短経路を基準とする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、旅費の算定に用いる経路は、一般に利用しうる最短の経路とする。

第12条第1号中「通訳業務」を「手話通訳の活動」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 37 号

伊賀市要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 25 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱（平成 19 年伊賀市告示第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「音声、言語機能障がい者」を「音声機能又は言語機能に障がいをもつ者」に改める。

第 2 条中「を派遣する対象者」を「の派遣を受けることができる者（以下「派遣対象者」という。）」に、「居住している者」を「居住する聴覚障がい者等」に改め、同条第 1 号中「身体障害者福祉法」を「聴覚、音声機能又は言語機能の障がいにより身体障害者福祉法」に、「に定める」を「第 15 条第 4 項の規定による」に改め、「のうち身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「施行規則」という。）別表第 5 号に規定する聴覚、音声機能及び言語機能に障がいのある者」を削り、同条第 2 号中「及び言語機能に障がいがある者」を「又は言語機能に障がいがある者」に、「常時ではないが状態の悪い時に施行規則別表第 5 号に規定する聴覚、音声機能及び言語機能に障がいのある者」を「体調等によりその障がいがある者」に改める。

第 3 条第 1 項中「市内で」を削り、「者とする」を「ものとする」に改め、同項第 3 号中「その他社会福祉事務所長」を「前 2 号に掲げるもののほか、伊賀市社会福祉事務所長（以下「社会福祉事務所長」という。）」に改め、同条第 2 項中「提出する」を「申し出る」に改め、同条第 3 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 4 条中「聴覚障がい者等」を「派遣対象者」に改め、同条ただし書中「派遣しない」を「、派遣しない」に改め、同条第 2 号中「その他」を「要約筆者を」に改める。

第 7 条中「受けようとする者」を「受けようとする派遣対象者」に、「し、依頼者が難病患者の場合は、医師意見書（様式第 5 号の 2）を添付するものと」を削り、同条ただし書中「この限りでは」を「、この限りで」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項本文の場合において、依頼者が第2条第2号に掲げる者であるときは、医師意見書を添付するものとする。

第8条第1項中「前条の」を「前条第1項の規定による」に、「派遣の要否を決定しなければならない」を「要約筆記者の派遣の可否を決定するものとする」に改め、同条第2項中「派遣する」を「要約筆記者を派遣する」に改め、同条第3項中「派遣しない」を「要約筆記者を派遣しない」に改める。

第9条本文中「依頼者の」を「要約筆記者の派遣を受ける者の当該派遣に係る」に、「無料」を「、無料」に改め、同条ただし書中「での」を「において」に、「依頼者」を「当該派遣を受ける者」に改める。

第10条中「要約筆記活動後」を「第8条第2項の規定による依頼を受けた要約筆記の活動が終了したときは」に、「を社会福祉事務所に提出し」を「により社会福祉事務所に報告し」に改める。

第11条中「要約筆記者」を「第8条第2項の規定による依頼を受けた要約筆記者」に改め、同条第1号中「活動時間」を「要約筆記の活動時間」に、「1,500円とし」を「2,000円とし」に、「、1,500円」を「2,000円」に、「375円」を「500円」に改め、同条第2号中「手話通訳者」を「要約筆記者」に、「派遣業務実施場所」を「要約筆記の活動場所」に、「、交通費」を「は交通費」に改め、「支給し」及び「(一般に利用しうる最短経路を基準とする。)」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、旅費の額の算定に用いる経路は、一般に利用しうる最短の経路とする。

第12条中「の各号」を削り、同条第1号中「要約筆記業務」を「要約筆記の活動」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 38 号

伊賀市私立保育園等運営支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市私立保育園等運営支援事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市私立保育園等運営支援事業実施要綱（令和5年伊賀市告示第193号）の一部を次のように改正する。

第7条中「令和6年3月31日」を「市長が指定する日」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、令和6年3月27日から施行する。

伊賀市告示第 39 号

キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月27日

伊賀市長 岡 本 栄

キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱の一部を改正する告示

キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱（平成31年伊賀市告示第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第76号」の次に「。以下「規則」という。」を加え、「及び第26条」を「から第27条まで」に改める。

第2条中「定める」を「規定する」に改める。

第3条第1項中「補助金」の次に「の交付」を加え、「、協議会が」を削る。

第4条中「補助金」の次に「の交付」を加える。

第7条中「提出し」を「申請し」に改める。

第8条中「選考」を「審査」に改め、「別に定める」を削り、同条に次の1項を加える。

2 キラッと輝け！地域応援補助金審査会の所掌事務、組織、運営等については、市長が別に定める。

第9条の見出し中「選考」を「採択の決定」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の選考結果」を「キラッと輝け！地域応援補助金審査会の審査の結果」に、「キラッと輝け！地域応援補助金選考結果通知書」を「キラッと輝け！地域応援補助金審査決定通知書」に改め、同項を同条とする。

第10条の見出しを「(交付の申請の様式等)」に改め、同条中「前条第2項」を「前条」に、「より採択の決定通知」を「よる採択の決定の通知」に、「協議会は、速やかにキラッと輝け！地域応援補助金交付申請書」を「補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、キラッと輝け！地域応援補助金交付申請書」に、「に申請しなければならない」を「の指定する日までに行うものとする」に改め、同条ただし書中「より」を「よる申請の際」に、「それらの」を「その」に改め、同条第1号中「(様式第2号又は様式第2号の2)」を削り、同条第2号中「(様式

第3号)」を削る。

第11条及び第12条を次のように改める。

(実績報告書の様式等)

第11条 補助事業に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず、キラッと輝け！地域応援補助金事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の終了の日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

- (1) 補助金に係る規則第7条第1項の補助金等交付決定通知書の写し
- (2) 事業実績書（様式第7号）
- (3) 収支決算書（様式第8号）
- (4) 収入及び支出の内訳が分かる領収書等の書類
- (5) 活動の実施状況がわかる写真、資料等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の終期)

第12条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第13条から第19条までを削る。

第20条中「必要な」を「、必要な」に改め、同条を第13条とする。

様式第1号中「キラッと輝け！地域応援補助金事業」を「下記の事業」に改め、「下記のとおり」を削り、「補助金申請額」を「補助金申請予定額」に改める。

様式第4号中「ついて」の次に「、キラッと輝け！地域応援補助金審査会による」を加え、「、キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱第9条第2項の規定により」を削り、「通知いたします」を「決定しましたので、キラッと輝け！地域応援補助金交付要綱第9条の規定により通知します」に、「応募申請のあった事業」を「事業」に改め、「③ 補助額円」を削り、「④」を「③」に改める。

様式第5条中「キラッと輝け！地域応援補助金に」を「下記の事業に」に、「補助金の」を「キラッと輝け！地域応援補助金の」に改める。

様式第6号から様式第8号までを削る。

様式第9号中「第14条」を「第11条」に、「補助金の交付決定」を「交付決定を」に、「の事業実績を」を「に係る事業実績について、伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び」に改め、「下記のとおり」を削り、同様式を様式第6号とする。

様式第10号中「第14条」を「第11条」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第11号中「第14条」を「第11条」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第12号から様式第14号までを削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 40 号

伊賀市地域絆づくり補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 27 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市地域絆づくり補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市地域絆づくり補助金交付要綱（令和 2 年伊賀市告示第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「(以下「協議会」という。)」を削り、「」に定めるもののほか」を「。以下「規則」という。) 第 25 条から第 27 条までの規定に基づき」に改める。

第 2 条第 2 号中「連携して」を「第 4 条に規定する」に改め、「補助対象事業に」の次に「連携して」を加える。

第 3 条第 2 項中「同一年度内で」を「同一年度内に」に改め、「ものとする」を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 補助金の交付に係る申請その他の手続は、補助金の交付を受けようとする連携団体を構成する住民自治協議会（複数あるときは、そのいずれかの住民自治協議会）が行うものとする。

第 4 条第 2 項第 1 号中「及び」を「又は」に改め、同項第 6 号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第 5 条中「前条第 1 項に規定する」を削る。

第 7 条の見出しを「(補助金の交付の申請の様式等)」に改め、同条中「補助金の交付を受けようとする連携団体を代表する協議会（以下「代表協議会」という。）は」を「補助金に係る規則第 4 条第 1 項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず」に、「、市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第 4 号中「その他市長」を「前 3 号に掲げるもののほか、市長」に改める。

第 8 条及び第 9 条を次のように改める。

(実績報告書の様式等)

第 8 条 補助対象事業に係る規則第 12 条第 2 項の規定による報告は、同項の規定にかか

ならず、伊賀市地域絆づくり補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、当該補助対象事業の終了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

- (1) 補助金に係る規則第7条第1項の補助金等交付決定通知書の写し
 - (2) 事業実績書（様式第6号）
 - (3) 収支決算書（様式第7号）
 - (4) 収入及び支出の内訳が分かる領収書等の書類
 - (5) 活動の実施状況がわかる写真、資料等
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の終期）

第9条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第10条から第13条までを削り、第14条を第10条とする。

様式第1号中「伊賀市地域絆づくり補助金交付要綱」を「伊賀市補助金等交付規則第4条第1項及び伊賀市地域絆づくり補助金交付要綱」に改める。

様式第5号から様式第7号までを削る。

様式第8号中「第10条」を「第8条」に、「補助金の交付決定」を「交付決定を」に、「の事業実績を」を「に係る事業実績を伊賀市補助金等交付規則第12条第2項及び」に、「様式第9号」を「様式第6号」に、「様式第10号」を「様式第7号」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第9号中「第10条」を「第8条」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第10号中「第10条」を「第8条」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第11号から様式第13号までを削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 41 号

伊賀流空き家移住促進リノベーション補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年3月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀流空き家移住促進リノベーション補助金交付要綱を廃止する告示
伊賀流空き家移住促進リノベーション補助金交付要綱（令和3年伊賀市告示第185号）
は、廃止する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 42 号

伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年3月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業補助金交付要綱を廃止する告示
伊賀市空き家活用テレワーク施設整備事業補助金交付要綱（令和4年伊賀市告示第 184号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

伊賀市告示第 43 号

道路の区域変更に関する告示

別紙のとおり道路の区域を変更したので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

整理番号	路線名	旧新の別		変更区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	
2級 11349	才良沖線	旧旧新	旧	(起点) 伊賀市沖字大中2860番地先	から	2.3~2.6	103.6
			旧新	(終点) 伊賀市沖字大中2872番地先	まで	3.7~6.1	109.1
その他 14308	高畑羽根線	旧旧新	旧	(起点) 伊賀市羽根字前田951番地先	から	1.5~2.5	131.0
			旧新	(終点) 伊賀市羽根字前田971番地先	まで	2.5~5.6	190.1
その他 14806	上友生向芝線	旧旧新	旧	(起点) 伊賀市上友生字大里1125番1地先	から	1.5~3.0	229.2
			旧新	(終点) 伊賀市上友生字向芝2366番地先	まで	2.7~8.7	323.4
その他 14812	上ノ平神田谷線	旧旧新	旧	(起点) 伊賀市上友生字口上ノ平2507番地先	から	1.5~2.0	896.7
			旧新	(終点) 伊賀市蓮池字神田谷3299番地先	まで	2.8~7.0	846.2
その他 14816	芝崎大狭間線	旧旧新	旧	(起点) 伊賀市蓮池字大狭間3197番地先	から	1.7~1.7	132.0
			旧新	(終点) 伊賀市蓮池字大狭間3162番地先	まで	2.6~5.4	145.5
その他 14832	高座松本線	旧旧新	旧	(起点) 伊賀市喰代字松本2789番地先	から	2.0~5.0	448.0
			旧新	(終点) 伊賀市喰代字高座2953番地先	まで	3.3~13.7	384.3

整理番号	路線名	旧新の別		変更区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	
その他 15003	上川原不動寺線	旧旧新	旧	(起点) 伊賀市沖字大中2860番地先	から	2.0~3.4	147.4
			旧新	(終点) 伊賀市沖字大中2882番地先	まで	2.6~7.1	136.2
その他 15331	東出松ヶ谷線	旧旧新	旧	(起点) 伊賀市森寺字竹ノ下1464番地先	から	3.7~4.4	279.3
			旧新	(終点) 伊賀市森寺字竹ノ下1463番地先	まで	4.4~6.9	306.6
その他 15360	東山森前線	旧旧新	旧	(起点) 伊賀市市部字東山2152番地先	から	1.6~3.0	379.3
			旧新	(終点) 伊賀市市部字乙部2960番地先	まで	3.0~12.3	465.4
その他 15808	馬場西田中線	旧旧新	旧	(起点) 伊賀市比自岐字馬場西1272番地先	から	1.8~5.0	307.5
			旧新	(終点) 伊賀市比自岐字馬場東2919番地先	まで	3.5~12.9	368.3
その他 19304	尾の上1号線	旧旧新	旧	(起点) 伊賀市西高倉字尾之上6690番地先	から	1.6~2.4	103.1
			旧新	(終点) 伊賀市西高倉字尾之上6671番地先	まで	2.8~6.5	120.1
2級, その他 20060	愛田新堂停車場線	旧旧新	旧	(起点) 伊賀市下柘植字駒田140番4地先	から	3.5~8.9	195.7
			旧新	(終点) 伊賀市下柘植字駒田137番2地先	まで	5.2~14.2	200.4

伊賀市告示第 44 号

道路の区域変更に関する告示

別紙のとおり道路の区域を変更したので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

整理番号	路線名	旧新の別		変更区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	
2級 11349	才良沖線	旧新新	旧新	(起点) 伊賀市沖字大中2860番地先	から	2.3~2.6	103.6
			新	(終点) 伊賀市沖字大中2872番地先	まで	3.7~6.1	109.1
その他 14308	高畑羽根線	旧新新	旧新	(起点) 伊賀市羽根字前田951番地先	から	1.5~2.5	131.0
			新	(終点) 伊賀市羽根字前田971番地先	まで	2.5~5.6	190.1
その他 14806	上友生向芝線	旧新新	旧新	(起点) 伊賀市上友生字大里1125番1地先	から	1.5~3.0	229.2
			新	(終点) 伊賀市上友生字向芝2366番地先	まで	2.7~8.7	323.4
その他 14812	上ノ平神田谷線	旧新新	旧新	(起点) 伊賀市上友生字口上ノ平2507番地先	から	1.5~2.0	896.7
			新	(終点) 伊賀市蓮池字神田谷3299番地先	まで	2.8~7.0	846.2
その他 14816	芝崎大狭間線	旧新新	旧新	(起点) 伊賀市蓮池字大狭間3197番地先	から	1.7~1.7	132.0
			新	(終点) 伊賀市蓮池字大狭間3162番地先	まで	2.6~5.4	145.5
その他 14832	高座松本線	旧新新	旧新	(起点) 伊賀市喰代字松本2789番地先	から	2.0~5.0	448.0
			新	(終点) 伊賀市喰代字高座2953番地先	まで	3.3~13.7	384.3

整理番号	路線名	旧新の別		変更区間		敷地の幅員 (m)	延長 (m)
その他 15003	上川原不動寺線	旧新新	旧新	(起点) 伊賀市沖字大中2860番地先	から	2.0~3.4	147.4
			新	(終点) 伊賀市沖字大中2882番地先	まで	2.6~7.1	136.2
その他 15331	東出松ヶ谷線	旧新新	旧新	(起点) 伊賀市森寺字竹ノ下1464番地先	から	3.7~4.4	279.3
			新	(終点) 伊賀市森寺字竹ノ下1463番地先	まで	4.4~6.9	306.6
その他 15360	東山森前線	旧新新	旧新	(起点) 伊賀市市部字東山2152番地先	から	1.6~3.0	379.3
			新	(終点) 伊賀市市部字乙部2960番地先	まで	3.0~12.3	465.4
その他 15808	馬場西田中線	旧新新	旧新	(起点) 伊賀市比自岐字馬場西1272番地先	から	1.8~5.0	307.5
			新	(終点) 伊賀市比自岐字馬場東2919番地先	まで	3.5~12.9	368.3
その他 19304	尾の上1号線	旧新新	旧新	(起点) 伊賀市西高倉字尾之上6690番地先	から	1.6~2.4	103.1
			新	(終点) 伊賀市西高倉字尾之上6671番地先	まで	2.8~6.5	120.1
2級, その他 20060	愛田新堂停車場線	旧新新	旧新	(起点) 伊賀市下柘植字駒田140番4地先	から	3.5~8.9	195.7
			新	(終点) 伊賀市下柘植字駒田137番2地先	まで	5.2~14.2	200.4

伊賀市告示第 45 号

道路の供用開始に関する告示

別紙のとおり道路の共用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2級 11349	才良沖線	(起点) 伊賀市沖字大中2860番地先 から (終点) 伊賀市沖字大中2872番地先 まで	令和6年3月28日
その他 14308	高畑羽根線	(起点) 伊賀市羽根字前田951番地先 から (終点) 伊賀市羽根字前田971番地先 まで	令和6年3月28日
その他 14806	上友生向芝線	(起点) 伊賀市上友生字大里1125番1地先 から (終点) 伊賀市上友生字向芝2366番地先 まで	令和6年3月28日
その他 14812	上ノ平神田谷線	(起点) 伊賀市上友生字口上ノ平2507番地先 から (終点) 伊賀市蓮池字神田谷3299番地先 まで	令和6年3月28日
その他 14816	芝崎大狭間線	(起点) 伊賀市蓮池字大狭間3197番地先 から (終点) 伊賀市蓮池字大狭間3162番地先 まで	令和6年3月28日
その他 14832	高座松本線	(起点) 伊賀市喰代字松本2789番地先 から (終点) 伊賀市喰代字高座2953番地先 まで	令和6年3月28日

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	
その他 15003	上川原不動寺線	(起点) 伊賀市沖字大中2860番地先 (終点) 伊賀市沖字大中2882番地先	から まで	令和6年3月28日
その他 15331	東出松ヶ谷線	(起点) 伊賀市森寺字竹ノ下1464番地先 (終点) 伊賀市森寺字竹ノ下1463番地先	から まで	令和6年3月28日
その他 15360	東山森前線	(起点) 伊賀市市部字東山2152番地先 (終点) 伊賀市市部字乙部2960番地先	から まで	令和6年3月28日
その他 15808	馬場西田中線	(起点) 伊賀市比自岐字馬場西1272番地先 (終点) 伊賀市比自岐字馬場東2919番地先	から まで	令和6年3月28日
その他 19304	尾の上1号線	(起点) 伊賀市西高倉字尾之上6690番地先 (終点) 伊賀市西高倉字尾之上6671番地先	から まで	令和6年3月28日
2級, その他 20060	愛田新堂停車場線	(起点) 伊賀市下柘植字駒田140番4地先 (終点) 伊賀市下柘植字駒田137番2地先	から まで	令和6年3月28日

伊賀市告示第 46 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり
地方税のコンビニエンスストア等収納事務を委託したので、同条第 6 項において準用する同
令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

(1) 名称 百五コンピュータソフト株式会社

代表取締役 新開 正浩

所在地 三重県津市岩田 21 番 27 号

(2) 名称 地銀ネットワークサービス株式会社

代表取締役社長 長谷川 芳完

所在地 東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 47 号

伊賀市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 支援法人の指定を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、伊賀市空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第 1 号）により市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請をするときは、次の各号に掲げる書類を併せて提出するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第 24 条各号に掲げる業務に関する計画書
- (9) 国税及び市税に係る納税証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請の内容等

についてヒアリングを実施し、当該申請者又は当該申請の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
 - (2) 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものでないこと。
 - (3) 申請者の構成員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がいないこと。
 - (4) 申請者の役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - (5) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 本市内に事業所又は営業所を有するもの
 - イ アに該当するものと連携して業務を実施するもので、本市内における空家等の管理又は活用等に関する活動実績を有するもの
 - (6) 法人税及び消費税並びに本市の法人市民税及び固定資産税の滞納がないこと。
 - (7) 支援法人として行おうとする業務の方法が法第24条各号に掲げる業務として適切なものであること。
 - (8) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
 - (9) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- 2 前項の規定による指定（以下「指定」という。）の有効期間は、当該指定の日から起算して2年とする。
- 3 市長は、第1項の規定により申請者を支援法人として指定したときは、伊賀市空家等

管理活用支援法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、伊賀市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ伊賀市空家等管理活用支援法人業務変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（業務の廃止）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに伊賀市空家等管理活用支援法人業務廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、当該支援法人の指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、事業年度の開始前にその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度の終了後、遅滞なく、その事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第7条 市長は、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第25条第2項の規定により、当該支援法人に対しその業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第8条 市長は、支援法人が前条の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき、又は不正の手段により指定を受けたことが判明したときは、法第25条第3項の規定により、当該指定法人の指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行うときは、伊賀市空家等管理活用支援法人指定取消書（様式第6号）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年3月28日から施行する。

伊賀市告示第 48 号

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び同法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により職権で下記の者を住民基本台帳から削除したので、同施行令第 12 条第 4 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 29 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

氏名	住所	生年月日
相河 鈴子	伊賀市緑ヶ丘中町 4250 番地の 3 メゾンヴェルト A103 号室	昭和 24 年 3 月 24 日
光永 淳	伊賀市阿山ハイツ 717 番地の 27	昭和 47 年 10 月 4 日
NISIAMA BACA MIGUEL ANGEL	伊賀市ゆめが丘二丁目 2 番地の 2 カーサ上野 R 1-103	1957 年 5 月 13 日
TAPIA LILIA ANDAG	伊賀市上野茅町 2719 番地の 9 茅 町ビル 303	1953 年 4 月 25 日
SHIRAI SHI N E I	伊賀市緑ヶ丘南町 3875 番地の 3 緑南ハイツ 2 階北 1・201 号	1966 年 11 月 4 日

伊賀市告示第 49 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

- 1 縦覧期間及び時間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。
- 2 縦覧場所 伊賀市役所財務部課税課資産税係

伊賀市告示第 50 号

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊賀市条例第 33 号）第 13 条第 4 項の規定により市が徴収する公立保育所における同項第 3 号に規定する食事の提供に要する費用（以下「副食費」という。）について、次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 徴収する副食費の額は、児童 1 人当たり月額 4,800 円とする。
(副食費の減額)
- 2 入所する児童が、公立保育所の開所日に 10 日以上連続して登園しなかった場合の副食費の額は、前項に規定する副食費の額から、当該額に登園しなかった日数を乗じ、これを 25 日で除して得た額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減額した額とする。
- 3 前項に定めるもののほか、市長が特に認める場合は、副食費を減額することができる。

附 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年伊賀市告示第 75 号は、令和 6 年 3 月 31 日限り、廃止する。

伊賀市告示第 51 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 31 日

伊賀市長 岡 本 栄